

# 久喜提燈祭りポスターデザイン募集要項

約240年の伝統をほこり毎年多くの観光客が訪れる久喜提燈祭り「天王様」の魅力市内外に広く発信し、もって本市の周知と誘客の促進を図るため、ポスターデザインを募集します。

## 一 募集内容

2024年(令和6年)に開催する「久喜提燈祭り(天王様)」のポスターを募集する。ポスターは次のいずれかの手法で作成するものとする。

- (1) 写真を活用したポスター
- (2) パソコンソフトでデザインしたイラストのポスター
- (3) 手書きのイラストをパソコンに取り込みデザインしたポスター
- (4) 写真とイラストを組み合わせたポスター

## 二 応募資格

- (1) 久喜市に在住・在勤・通学する者で義務教育を終了した者。
- (2) 上記の者で構成するグループ若しくは団体(以下「団体」という)の会員。

## 三 応募方法等

- (1) 応募料 無料
- (2) 応募数 個人又は1団体につき1作品。
- (3) 応募期限 令和6年3月29日(金)必着。余裕をもって提出してください。  
受付時間 平日8時30分～17時まで
- (4) 提出物 ① 応募用紙1枚。  
② アドビ社製イラストレーター又はフォトショップで互換性のあるaiファイルまたはpsdファイル、完成状態のpdfファイルを記録した媒体(CD-ROM、USBメモリ等)。
- (5) 提出方法及び提出先 久喜市祭典委員会事務局(一般社団法人久喜市観光協会)に持参又は郵送(書留)にて。
- (6) 写真の利用 ・自ら撮影した写真を使用してください。  
・自ら撮影した写真がない場合は、ポスター作成に使用するための久喜提燈祭りの写真をホームページで公開しますので活用してください。  
▶ ホームページ <https://kuki-kanko.jp>

作品の提出先 ▶ 〒346-0005 久喜市本町5-10-48

E-mail : [kuki\\_kanko@drive.ocn.ne.jp](mailto:kuki_kanko@drive.ocn.ne.jp)

※ 閉庁日: 土日、祝日

※ 郵送の場合、提出物の輸送中の事故・破損等については、協会では責任を負いかねますので、十分耐える梱包にてお送りください。

## 四 応募作品の条件等

- (1) 自作未発表の静止画作品とします。
- (2) 応募作品の記載必須事項は以下のとおりとします。
  - ① 名称 「関東一」「久喜提燈祭り」
  - ② 開催日 「令和6年7月12日・7月18日」
  - ③ 主催 「主催 久喜市祭典委員会」
  - ④ 後援 「後援 一般社団法人久喜市観光協会」
  - ⑤ 問合せ先 「問合せ先 一般社団法人久喜市観光協会  
TEL 0480-21-8632  
E-mail [kuki\\_kanko@drive.ocn.ne.jp](mailto:kuki_kanko@drive.ocn.ne.jp)」※ 指定文字等、配置、大きさ、フォントは自由とします。

## 五 応募企画

- ① ポスターはA1判サイズ(縦長)にデザインすることを前提にデザインしてください。
- ② レイアウト及び色彩は自由とします。
- ③ チラシの表紙にも使用し、サイズはA4判とします。
- ④ 上記指定文字等を配置した上で、イラストや写真等を活用しデザインしてください。デザインにイラストや写真等を使用する場合は、著作権等に係る諸問題が発生しないように応募者の責任において事前に対処してください。
- ⑤ 久喜市観光協会が提供する画像に関して著作権は問題ありません。ただし、観光客の顔については使用しないか、又は個人が特定できないよう加工してください。
- ⑥ カラーモードを「CMYK」に設定し、文字データは「アウトライン化」し、画像解像度は350dpi以上としてください。
- ⑦ ポスター下部20cm(予定)部分に、鉄道会社名及び路線図等をデザインし配置しますので白地のままにしてください。

## 六 作成時の注意点

- (1) 写真を合成したデザインとする際は、そのデザインの風景が実際に見られると錯覚させない程度にとどめてください。
- (2) 写真を使用する場合、個人の肖像権を侵害しないよう対応してください。
- (3) 以下の場合、応募対象外とします。入賞選定後に判明した場合は、入賞の取り消し並びに賞の返還を請求することがあります。
  - ① 営利目的であると判断された場合
  - ② 公序良俗に反すると判断された場合
  - ③ 立ち入り禁止や危険な場所で撮影された写真を利用していると判断された場合
  - ④ 特定個人や団体等への誹謗中傷を含むと判断された場合
  - ⑤ 著作権、商標権、肖像権等を侵害した場合

※ なお、第三者から権利侵害、損害賠償等の主張がなされた場合は、応募者が自らの責任で対処することとし、久喜市祭典委員会は一切の責任を負わないものとします。

